

# 郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱

平成12年 4月 1日施行  
平成13年 7月23日一部改正  
平成14年 4月 1日一部改正  
平成15年 4月 1日一部改正  
平成16年 4月 1日一部改正  
平成17年 1月11日一部改正  
平成17年 4月 1日一部改正  
平成17年 9月 1日一部改正  
平成20年 4月 1日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成27年 3月27日一部改正  
平成31年 3月14日一部改正  
令和 2年 1月31日一部改正  
令和 4年 4月 1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号（以下「法」という。）第27条に基づき要介護認定を受けた寝たきり高齢者又は認知症高齢者（以下「要援護高齢者」という。）を介護している者及び75歳未満の身体障害者に対し、施術に要する費用（以下「施術費」という。）の一部を予算の範囲内で助成することにより、健康の保持、心身の疲労回復を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「寝たきり高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で、別表第1に定める障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準によりランクB又はランクCと判定（法第27条第2項又は第3項の規定による調査の結果又は主治医の意見をいう。次号において同じ。）され、今後もその状態が継続すると認められる者をいう。

2 この要綱において、「認知症高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で、別表第2に定める認知症高齢者の日常生活自立度判定基準によりランクⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はMと判定され、今後もその状態が継続すると認められる者をいう。

## (助成対象者)

第3条 施術費の助成対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の要援護高齢者と同居し、当該要援護高齢者を介護している60歳（事業実施年度において60歳に達する者を含む。）以上の者（ただし、介護している60歳以上の者が同一世帯内に2名以上いる場合においては、当該要援護高齢者を介護する頻度が最も高い者1名のみを助成の対象とする。）

(2) 身体障害者手帳 1 級、2 級のうち肢体不自由者（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）で75歳未満の者

（助成の対象とする施術の内容）

第4条 助成の対象となる施術の内容は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により免許を受けた者又は一般財団法人全国療術研究財団が定める療術師研修要綱第13条の規定による認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者（以下「施術者」という。）のうちから次条の規定により市長が指定した者（以下「指定施術者」という。）が行うあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう等の施術とする。

（指定施術者の指定）

第5条 指定施術者の指定を受けようとする者は、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定申請書（第1号様式）に、あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証、きゅう師免許証又は認定証及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師においては施術所台帳記載事項証明書の写真の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、施術者として適当と認めるときは、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証（第2号様式。以下「施術者指定証」という。）を申請者に交付し、施術者として指定するものとする。

3 前項の規定に関わらず、郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱第5条第2項により指定施術者の指定を受けた者は、当事業の指定施術者としてみなすものとする。

（助成金額等）

第6条 施術費の助成の金額は、一会計年度につき12,000円を限度とする。

2 助成の方法は、1枚につき施術費1,000円分の支払いに充てることができる利用券を交付することにより行う。

（助成の申請）

第7条 施術費の助成を受けようとする者は、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成申請書（第3号様式又は第3号様式の2）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施術費の助成を受けようとする者は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は、当該申請を書面により行うときに記載すべきこととされている事項が記録されていなければならない。

（利用券の交付等）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、助成資格があると認めるときは、郡山市指定施術所利用資格認定証（第4号様式又は第4号様式の2。以下「資格証」という。）及び郡山市指定施術所利用券（第5号様式又は第5号様式の2。以下「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成資格がないと認められた者には、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業不助成決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 利用券の交付枚数は、12枚とする。ただし、年度の途中で利用券の交付を受ける者にあつては、別表第3のとおりとする。

4 利用券は、原則として再交付しないものとする。

5 市長は、認定された利用資格を、毎年4月1日現在で審査し、利用資格がある場合は、継続して利用券の交付を行うことができるものとする。

(利用券の利用方法)

第9条 前条第1項の資格証及び利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、指定施術者の施術を受ける場合には、あらかじめ指定施術者に資格証及び医療保険被保険者証、身体障害者にあつてはその手帳を提示するとともに、利用券を提出しなければならない。

2 利用者は、1回の施術費が1,000円以上2,000円未満のときは1枚、2,000円以上のときは2枚を限度として利用券を使用することができる。この場合において、利用者は当該施術費から利用券の使用により助成を受ける額を控除した額を指定施術者に支払うものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証交付状況及び資格証並びに利用券の交付状況を明確にするため、施術者指定証交付台帳又は資格証及び利用券交付台帳を整備しておくものとする。

(利用券の精算)

第11条 指定施術者が、利用券により施術した場合は、実施した施術に係る利用券を毎月12日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合は、内容を審査し適当と認めるときは、助成金を当該請求のあつた月の翌月の10日までに当該指定施術者に支払うものとする。

(資格証等の有効期限及び返還)

第12条 資格証及び利用券（以下「資格証等」という。）の有効期限は、当該交付を受けた日の属する年度限りとする。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に資格証等を返還しなければならない。

(1) 資格証等の有効期限が経過したとき。

(2) 本市の住民でなくなったとき。

(3) 要援護高齢者が要介護認定の非該当又は要支援認定となつたとき、若しくは「寝たきり高齢者」、「認知症高齢者」のいずれにも該当しなくなったとき。

(4) 利用者又は要援護高齢者が死亡したとき又は要援護高齢者を介護しなくなったとき。

(5) 身体障害者の障害程度が該当しなくなったとき。

(利用券の適用除外)

第13条 利用者が、保険給付の対象となる医師の発行する同意書によって、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき、又は受けられるときは、利用券を使用してはならない。

(指定施術者の変更)

第14条 施術者は、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証の内容に変更が生じた場合は、速やかに、郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証記載事項変更届（第6号様式）に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師においては、施術所台帳記載事項証明書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

(施術者の辞退)

第15条 指定施術者が指定を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1か月前までに郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者辞退届（第7号様式）に施術者指定証を添えて、市長

に届け出なければならない。

(助成の取り消し等)

第16条 市長は、利用者及び指定施術者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 利用券を不正に利用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 利用者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱の廃止)

- 2 郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱（平成5年11月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、同年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱（平成5年11月1日制定）の規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条第1項関係）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J <input type="checkbox"/>	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A <input type="checkbox"/>	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B <input type="checkbox"/>	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C <input type="checkbox"/>	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

別表第2（第2条第2項関係）

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

別表第3（第8条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業

利用券交付基準

交 付 月	交 付 枚 数
4 月	12枚
5 月	11枚
6 月	10枚
7 月	9 枚
8 月	8 枚
9 月	7 枚
10月	6 枚
11月	5 枚
12月	4 枚
1 月	3 枚
2 月	2 枚
3 月	1 枚

第1号様式（第5条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

（自署又は記名押印してください。）

（電話番号 ー ）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱の規定に基づく施術者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

施 術 者	フリガナ			生年月日	
	氏 名			年 月 日生	
	免許証等の種類	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師 その他（ ）			
施 術 所	所在地				
	名 称				
	開設年月日	年 月 日	開設届出年月日	年 月 日	

※ 免許証等、施術所台帳記載事項証明書の写しを添付してください。

第2号様式（第5条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証

指 定 番 号	
施 術 所 所 在 地	
施 術 所 名 称	
施 術 者 氏 名	
施 術 の 種 類	

上記の者を郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱に基づく指定施術者に指定する。

年 月 日

郡山市長



第3号様式（第7条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成申請書

年 月 日

郡山市長

(申請者) 住所

氏名

(要援護高齢者との関係 )

(電話番号 )

郡山市はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	65歳以上の要援護高齢者を介護している60歳以上の者		
介護者 (申請者)	住 所	□上記に同じ	
	氏 名	□上記に同じ	大正 年 月 日生 昭和
要援護 高齢者	住 所	□上記に同じ	
	氏 名		大正 年 月 日生 昭和

私は、郡山市はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成申請にあたり、助成資格の審査のため市が当該申請書に記載された要援護高齢者の介護保険情報を取得することに同意いたします。

申請者氏名 (自署又は記名押印してください。)

備考・太枠部分は記入しないでください。

・申請者の運転免許証又は健康保険証等及び要援護高齢者の介護保険証を持参してください。

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 医療保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )
登録番号	宛名番号

第3号様式の2 (第7条関係)

郡山市身体障害者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

(電話番号 - )

郡山市はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成を受けたいので、次のとおり申請します。

助 成	ふりがな				大正 昭和 年 月 日 平成
	氏 名				
対 象 者	身体障害者手帳	級	番 号	県 第 号 市	
	障 害 者				

- ※ ・太線枠内には記入しないでください。
- ・申請時には身体障害者手帳を持参してください。

登 録 番 号		個人コード	
---------	--	-------	--

第4号様式（第8条関係）

郵便番号
郡山市

年度

郡山市指定施術所利用資格認定証

左記の者を郡山市はり、きゅう、マッサージ等  
施術費助成事業実施要綱に基づく指定施術所利用  
資格者として認定します。

年 月 日

郡山市長



資格証番号 \_\_\_\_\_

◎次項の注意事項を御覧ください。

お問合せは

郡山市地域包括ケア推進課

電話 024(924)3561

第4号様式の2（第8条関係）

郵便番号
郡山市

年度

郡山市指定施術所利用資格認定証

左記の者を郡山市はり、きゅう、マッサージ等  
施術費助成事業実施要綱に基づく指定施術所利用  
資格者として認定します。

年 月 日

郡山市長



資格証番号 \_\_\_\_\_

◎次項の注意事項を御覧ください。

お問合せは

郡山市障がい福祉課

電話024 (924)2381

第5号様式（第8条関係）

年度 郡山市指定施術所利用券  
（施術者控）

資格証番号	
有効期限	年 月 日
利用者	氏名
	住所
施術年月日	年 月 日
助成額	1,000 円
施術の種類	はり、きゅう、あん摩、 マッサージ、指圧等
交付者	郡山市長

（利用者→施術者）

年度 郡山市指定施術所利用券  
（地域包括ケア推進課提出用）

資格証番号	
有効期限	年 月 日
利用者	氏名
	住所
施術年月日	年 月 日
助成額	1,000 円
施術の種類	はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧等
施術者名称 指定番号	
交付者	郡山市長 <span style="float: right;">印</span>

（利用者→施術者→地域包括ケア推進課）

第5号様式の2（第8条関係）

年度 郡山市指定施術所利用券  
（施術者控）

資格証番号	
有効期限	年 月 日
利用者	氏名
	住所
施術年月日	年 月 日
助成額	1,000 円
施術の種類	はり、きゅう、あん摩、 マッサージ、指圧等
交付者	郡山市長

（利用者→施術者）

年度 郡山市指定施術所利用券  
（障がい福祉課提出用）

資格証番号	
有効期限	年 月 日
利用者	氏名
	住所
施術年月日	年 月 日
助成額	1,000 円
施術の種類	はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧等
施術者名称 指定番号	
交付者	郡山市長 <span style="float: right;">印</span>

（利用者→施術者→障がい福祉課）

きりりとせーん

きりりとせーん

第 6 号様式（第 8 条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業不助成決定通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで申請のありました郡山市はり、きゅう、マッサージ等  
施術費助成事業に係る助成について、次の理由により助成しないことに決定したので、  
郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定により  
通知します。

申請者	住 所	
	氏 名	
助成しない理由		

第7号様式（第14条関係）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証記載事項変更届

年 月 日

郡 山 市 長

（施術者） 住所

氏名

（自署又は記名押印してください。）

（電話番号 ー ）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		
施 術 所 名		
変 更 内 容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第 8 号様式（第 15 条関係）

指 定 番 号	第 号
---------	-----

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定辞退届

年 月 日

郡 山 市 長

（施術者） 住所

氏名

（自署又は記名押印してください。）

郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱に基づく施術者の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 理 由	
添 付 書 類	郡山市はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証